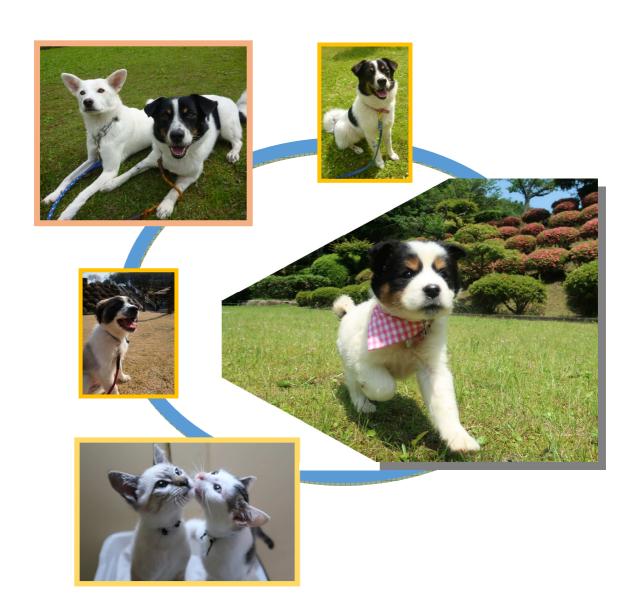
広島県動物愛護管理推進計画



令和3年9月 広島県

広島県動物愛護管理推進計画

目 次

1-	1 " W	1-
ld.	じめ	_

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方 1 計画策定の趣旨 2 性格 3 期間	•••••• 1
第2 計画の基本理念	2
1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現	
• 広島県動物愛護管理推進計画(概要)	••••• 3
2 連携・協働による施策の推進	• • • • • • 4
(1) 地域住民の役割	
(2)飼い主等の役割	
(3)動物取扱業者の役割	• • • • • • 5
(4)県獣医師会,関係団体等・ボランティアの役割	
(5)動物愛護推進員の役割	
(6) 研究機関の役割	• • • • • • 6
(7) 市町の役割	
(8) 県の役割	
• 関係者に期待される役割	• • • • • • 7
• 動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係	• • • • • • 8
第3 現状・課題・目標	• • • • • • 9
1 現状と課題	
(1) 犬猫の引取り・譲渡・殺処分	
(2) 動物愛護管理法の主な改正内容	• • • • • • 12
(3) 広島県新動物愛護センター整備事業	• • • • • • 13
(4) 犬猫の飼育状況	• • • • • • 14
(5) 犬の狂犬病予防注射接種率の低下	• • • • • • • 15
(6) 犬による咬傷事故の発生状況	• • • • • • 16
(7)動物に関する苦情等	• • • • • • • 17

2 目指す姿と目標	• • • • • • • 18
第4 取組の方向性と施策体系 ・施策体系図	••••••19 •••••20
第5 課題への具体的取組	••••••21
目指す姿 動物愛護普及啓発の推進	
施策-1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成	
(1)県の新動物愛護センターを活用した普及啓発の推	進
(2)動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の	D推進・・・・・・・22
(3)動物愛護教育の充実	• • • • • • • 23
(4)動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	• • • • • • • 24
施策-2 災害対策	• • • • • • • 25
(1) 市町の地域防災計画等への位置づけの明確化	
(2)自助の考え方に基づいた同行避難の促進	
(3)動物取扱業者の災害対策の徹底	
(4)特定動物の災害対策の徹底	
(5) 災害対策のネットワークの構築	
施策-3 人材育成	• • • • • • 26
(1) 行政担当者の知識・技術の習得支援	
(2)動物愛護推進員の育成	
(3)専門知識を持つ者の育成	
(4)専門知識及び技能等を持つ人材の活用	
施策-4 調査研究の推進	• • • • • • 27
(1) 行政,県獣医師会等関係団体,研究機関との連打	隽強化
(2) 研究目録の作成	
目指す姿の進進	• • • • • • • • 28
施策-5 犬猫の引取り頭数の削減	
(1)マイクロチップの装着等所有者明示措置の推進	
(2)野良犬及び野良猫の引取り頭数の削減	• • • • • • • 29
(3)飼い犬及び飼い猫の引取り頭数の削減	• • • • • • • • 32
(4) 犬の登録・狂犬病予防注射の促進	• • • • • • • • 33
施策-6 犬猫の返還・譲渡促進	• • • • • • • • 34
(1)元の所有者等への返還	
(2) 収容された犬及び猫の譲渡の推進	
施策-7 動物の健康・安全の確保	• • • • • • • • 35
・ 動物の遺棄・虐待の防止	

施策-8 周辺生活環境の保全と動物による危害防止	• • • • • • • 36
(1)地域のルール遵守の指導・啓発	
(2) 犬による咬傷事故の未然防止の徹底	
(3)特定動物の飼い主の社会的責任の遵守	• • • • • • • • 37
(4)特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底	
(5)狂犬病対応マニュアルの活用	
(6)人と動物の共通感染症の防止	
施策-9 動物取扱業者の適正化	• • • • • • • 38
(1)動物取扱業者への監視指導の強化	
(2)飼い主の責務に関する説明の徹底	
(3)動物取扱責任者研修の充実	• • • • • • • 39
(4)業界全体の資質向上	
施策-10 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進	• • • • • • • 40
(1) 実験動物取扱施設への普及啓発	
(2) 畜産業者等への指導	
第6 計画の推進	• • • • • • • 41
1 計画の周知	
2 計画の実施体制の整備	
(1)動物愛護(管理)センターの対応能力の向上	
(2)調査研究の実施	
3 市町との連携推進	
4 関係団体との連携推進	• • • • • • 42
5 達成状況の点検と計画の見直し	
第7 具体的取組一覧	• • • • • • • 43

はじめに

~人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して~

少子高齢化、核家族化が進行する中で、ペットショップ等の動物取扱業の増加や飼養動物種の多様化などに見られるように、県民の動物飼養への志向は高まっています。 動物は、単なる愛玩の対象から、「家族の一員」あるいは「人生のパートナー」となり、 飼い主と動物は深い関わりを持つようになってきました。今後も動物の存在意義が高まるとともに、動物が地域社会に深い関わりを持つことが予測されます。

一方,動物飼養に関する理解不足を原因とした遺棄や虐待,飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為,地域における猫の管理をめぐる意見の相違,ペットショップでの不適切な管理など,動物愛護管理に関する課題も多く存在しています。

国は、平成17年6月、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)を改正し、国の定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「動物愛護管理基本指針」という。)に基づき、都道府県がその区域における動物愛護管理推進計画を定めることを義務付けました。

県としましては、計画の策定にあたって、本県の実情を踏まえるとともに、多様な意見、情報及び専門的知識を取り入れるため、関係自治体や獣医師会、動物愛護団体等の関係団体、動物取扱業者、学識経験者、試験研究機関、そして地域住民の代表からなる動物愛護管理推進協議会を設置し、本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として、平成20年3月、広島県動物愛護管理推進計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

令和元年6月には、国が動物愛護管理法を改正し、令和2年4月には動物愛護管理基本指針が改正されました。これを受け、県におきましても今回、本計画を見直し、改正された法や指針の考え方を盛込むとともに、これまでの取組と県内の動物愛護管理を取り巻く課題を踏まえた上で、今後の取組と新たな数値目標等を示すこととしました。

本計画を着実に実施することで、動物が地域社会において正しく受け入れられ、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指します。

令和3年9月 広島県

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

本計画は、少子高齢化、核家族化が進行する中での、動物飼養への志向の高まりなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

本計画を着実に実施することで、動物が地域社会において正しく受け入れられ、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指します。

2 性格

本計画は、動物愛護管理法第6条に基づく計画です。

また、地域住民、飼い主、動物取扱業者、県獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア、動物愛護推進員、研究機関、市町、県など、動物愛護管理に関わる様々な主体に 共通の行動指針としての性格を持つものです。

3 期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第2 計画の基本理念

1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現

動物の愛護の基本は、動物の命の尊厳を守るということにあります。すなわち、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し厳粛に受け止める一方で、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることなく、適正に取り扱わなければなりません。

動物の管理においては、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、 身体又は財産を侵害することのないようにする必要があります。逸走やみだりな繁殖、所有 者がいない動物に対する恣意的な餌やり等が好ましくない事態を引き起こす場合があること が広く認識され、動物の所有者又は占有者(以下、「所有者等」という。)は自らが加害者に なり得ることを十分に自覚しなければなりません。

このように、広く動物の命を尊重する考え方及び態度が確立されるとともに、動物が人と 一緒に生活する存在として社会に受け入れられるよう、動物の所有者等が自らの社会的責任 を自覚し適正飼養に努めることで、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られ、 ひいては人と動物との調和のとれた共生社会が実現されます。

今回、県では、前計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、広島県動物愛護管理推進協議会に諮り多様な意見や専門的知見等を踏まえた上で、人と動物を取り巻く諸課題の解決を図るための取組の方向性を次の2つとしました。

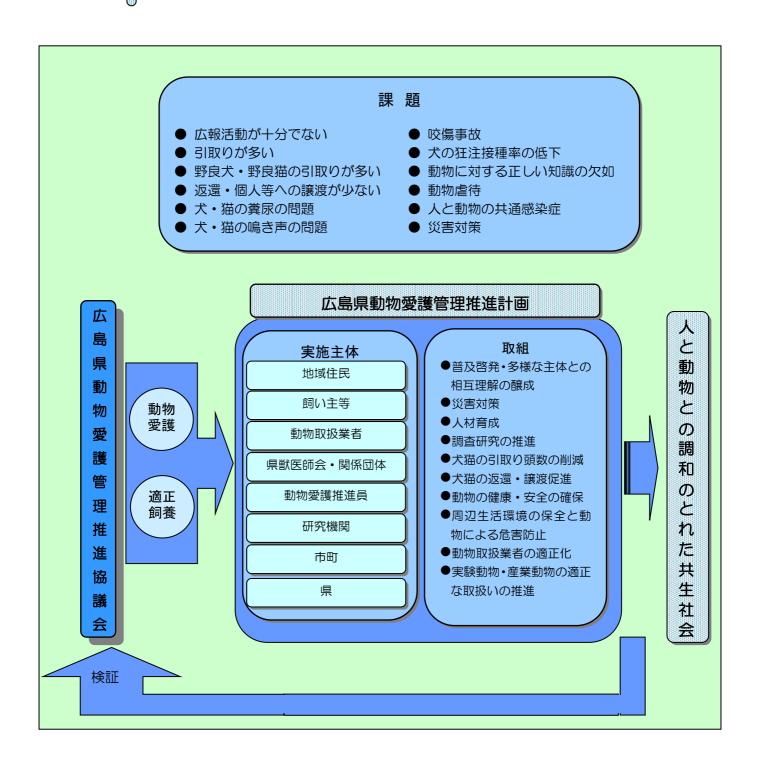
- 〇 動物愛護普及啓発の推進
- 〇 適正飼養の推進

さらに、この課題を主体的に取り組む対象者を次のとおり8つに分類しました。

地域住民	飼い主等	動物取扱業者	県獣医師会,動物愛 護団体等の関係団 体・ボランティア
動物愛護推進員	研究機関	市町	県

そして、それぞれの立場で連携・協働し施策を推進していくことにより、各地域においてより良いコミュニケーションを図り、人と動物との調和のとれた共生社会を実現しようとするものです。

広島県動物愛護管理推進計画(概要)



2 連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関する課題は、飼い主の飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い主のいない猫を巡る意見の相違によるトラブルなど地域に密着したものから、犬の保護・犬及び猫の収容、動物取扱業の監視、特定動物の飼養保管許可等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しては、地域住民、飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体等の関係団体、市町、県など多くの主体が関わっています。

真に人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、その考え方を、従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いたものから地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の包括的な解決を念頭において取組を推進していくことが必要になっています。

(1) 地域住民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会を実現し、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉をともに守っていくためには、県民一人ひとりの自覚的な行動が必要です。

県民には、動物に対する考え方は多様であることを前提として、地域コミュニティの中で、動物に対し肯定的な意見を持つ人と動物に対し否定的な意見を持つ人との相互理解を進め、 我慢や対立ではなく、受容と調和により合意形成していく努力が求められます。

(2) 飼い主等の役割

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、飼い主が果たすべき役割の基本は、 法令を遵守し、動物の生理、生態、習性等に応じて生涯にわたり適正に飼養するという責 務を果たすことです。そのためには予め動物の問題行動、飼養に要する経費、高齢になっ たときの世話などについても、十分理解しておく必要があります。

また、改正法において、犬猫等販売業者以外の一般の飼い主についてもマイクロチップ装着の努力義務が課され、所有明示措置の推進が一層求められています。飼い主は所有者責任を認識し、地域社会のルールを遵守することで飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくことが求められます。

災害時には、被災を避けるためにも動物と同行避難することを念頭におき、普段から基本的な健康管理やしつけ、同行避難所等に関する情報収集、友人や親戚等の一時預かり先確保等に努めることが必要です。

その他, 地域猫活動の実施者等, 動物の占有者にも, 動物に関する正しい知識を持ち適正に飼養する責務があり, 動物の健康と安全を守るとともに, 動物が人の生命, 身体, 財産に害を加えたり, 周辺の生活環境に支障を生じさせるなど, 人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければなりません。不適切な餌やり等による迷惑問題が生じると, 近隣住民等との間に感情的対立を生みやすいため, 動物を適切に管理し地域に受け入れられることがひいては動物の福祉にもつながることを十分に理解し, 行動する必要があります。

(3)動物取扱業者の役割

動物販売業等の動物取扱業者は、県民に健康な動物を提供するとともに、購入者に飼い主 責務の浸透を図るなどして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現の一翼を担う社会 的な役割を負っています。

このため,動物愛護管理法では動物取扱業者に対して,適正な施設の維持管理と動物の取扱い,購入者への動物飼養に関する重要事項の説明,売買の記録と保管等について,確実に実施することを求めています。

(4) 県獣医師会、関係団体等・ボランティアの役割

ボランティアや関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体や県獣医師会は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、県や市町のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引して行くことが期待されています。

動物に対する考え方は多様であることを前提として、多様な関係者と相互理解に基づき連携し、県民の間に動物愛護の気風や、生命尊重・友愛・平和の情操を育てることが求められています。

(5)動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員とは、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど、地域に根ざした動物愛護活動を行う者で、動物愛護に熱意と識見を有する県民の中から知事が委嘱できるとされており、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

なお、動物愛護推進員は、法令により次の活動を行うこととされています。

- 犬及び猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民への普及啓発
- 住民の求めに応じた、犬及び猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- O 犬及び猫等の譲渡のあっせん, その他の支援
- 行政の動物愛護管理施策への協力
- 災害時における動物の避難、保護等に関する行政への協力

(6) 研究機関の役割

研究機関の役割としては,人と動物の共通感染症に関して幅広く過去の調査研究のとりまとめを行うと同時に,今後の調査研究を通じ本計画に対して助言を与える役割が期待されています。

(7) 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。そのため、そうした 課題解決には、地域の実情に応じ、関係者によるきめ細かな主体的取組が不可欠です。

なかでも市町には、地域に最も身近な立場で動物愛護管理の担い手の活動を支援するとと もに、動物愛護と適正飼養に関する飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対す る地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。

また、震災等の災害発生時には、市町が設置する避難所等に、飼い主が動物を同行して避難してくることが想定され、飼い主の避難を促し被災を避ける観点からも、避難所における動物の受け入れや取扱いに関する一定のルール作りや住民への周知が期待されています。

(8) 県の役割

県は、動物愛護管理行政の実施主体として、動物取扱業の登録と監視指導、犬の保護・犬及び猫の収容と返還・譲渡、人と動物の共通感染症対策、災害の動物救援等、広域的かつ専門的で主要な役割を果たしています。

動物取扱業者への対応については、改正動物愛護管理法においても規制強化が図られたように、一層の適正化を進めていかなければなりません。

大及び猫の収容については、野良犬・野良猫が多い当県の地域的特性を踏まえ、各主体の協力を受け、不幸な命を再生産する無責任な餌やり等に対する取組を総合的に進めなければなりません。また、返還・譲渡については、大部分の収容犬猫が登録団体等へ譲渡されていることを踏まえ、動物愛護思想の普及啓発と合わせ、個人向け譲渡の増加を図っていかなければなりません。

その他,動物の不適切な飼養又は給餌給水により,動物による危害及び周辺の生活環境が 損なわれる事態等の迷惑問題が多く発生している現状を鑑み,多様な考え方があることを 踏まえた上で,関係者と連携し地域の合意形成を支援していく必要があります。

また、本計画全体の着実な進行を図るコーディネーターとして、動物に対する多様な考え 方があることを前提として各主体の合意形成を促し、市町の動物愛護管理施策や、動物愛 護団体、動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が、県内全域で実 施されるよう積極的に支援していく必要があります。

関係者に期待される役割

飼い主・飼養希望者

《飼い主等の責務》

- ・終生にわたる適正飼養
- 適切な繁殖制限措置の実施
- ・地域社会のルールの遵守等

<u>地域住民</u>

- ・動物飼養への理解
- ・動物愛護活動への参加等

動物取扱業者

《営業者としての社会的責務》

- 動物の適正な飼養と保管
- ・施設の適正な管理
- ・購入者等への説明責任
- ・飼い主への助言
- ・従事者への育成等

・人と動物の共通感染症の知識の普及啓発

・犬の狂犬病予防注射及び登録 事務の支援

<u>県 獣 医 師 会</u> 《獣医師としての社会的責務》

- ・動物の健康管理への助言
- ・ 負傷疾病動物の保護

動物愛護推進員

- 住民への動物愛護思想の 普及啓発
- ・飼い主等への適正飼養の 普及啓発,繁殖防止措置等 の助言
- ・行政施策への協力等

人と動物との調和のとれ た共生社会を地域の中で つくりあげていく

地域社会

《良好なコミュニティー》

関係団体・ボランティア

- ・専門的・技術的情報の提供,指導助言
- ・ 普及啓発の推進等

研究機関

- 調査研究の実施
- 研究目録の作成

県・動物愛護(管理)センター

- ・動物愛護推進員の委嘱・育成
- ・市町・関係団体等への支援
- •災害対策(広域的)
- ・人と動物の共通感染症対策 (広域的)
- •普及啓発(広域的)等
- ・動物取扱業の監視指導
- 動物の保護・収容・管理

市町

- 犬の登録 狂犬病予防注射
- ・飼い主への適正飼養指導
- ・地域に密着した苦情・相談対応
- ・動物愛護推進員やボランティアに対する地域の取組の支援
- •災害対策(地域的)
- ・人と動物の共通感染症対策(地域的)

※ 広島市, 呉市, 福山市においては,「動物愛護(管理)センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係

健康な動物の提供, 動物取扱業者 重要事項の説明, 飼い主・飼養希望者 《営業者としての社会的責務》 飼養の助言等 《飼い主等の責務》 ○動物の適正な飼養と保管 ○終生にわたる適正飼養 ○施設の適正な管理 ○適切な繁殖制限措置の実施 購入•相談等 ○購入者等への説明責任 ○地域社会のルールの遵守等 ○飼い主への助言 ○従事者への育成等 相互理解 指導 地 域住民 普及啓発等 ○動物飼養への理解 ○動物愛護活動への参加 監視指導 当 及 啓 発 等 協力等 相談等 情報提供等 普及啓発等 動物愛護推進員 県獣医師会・ボランティア・ 関係団体 • 研究機関 ○飼い主等への適正飼 犬 登録申請 の登録 養の普及啓発,繁殖 ○専門的・技術的情報の提 普及啓発等 防止措置等の助言 供, 指導助言 〇普及啓発の推進等 ○行政施策への協力等 •相談等 相談等 相 談等 支援•情報提 供等 委嘱, 育成, 協力情報 情報提供等 提供等 町 県・動物愛護(管理)センター 市 〇犬の登録・狂犬病予防注射の推進 技術的助言,支援 ○動物愛護推進員の委嘱・育成 ○飼い主への適正飼養指導 ○市町・関係団体等への支援ボランティ 情報提供等 〇地域に密着した苦情・相談対応 アに対する地域の取組の支援 ○動物愛護推進員やボランティアに対す 〇災害対策(広域的) 相談•情報提供等 る地域の取組の支援 〇人と動物の共通感染症(広域的) 〇災害対策(地域的) 〇普及啓発(広域的)等 〇人と動物の共通感染症対策(地域 ○動物取扱業の監視指導 的) ○動物の保護・収容・管理 〇普及啓発(地域的)等

※ 広島市、呉市、福山市においては、「動物愛護(管理)センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

第3 現状・課題・目標

1 現状と課題

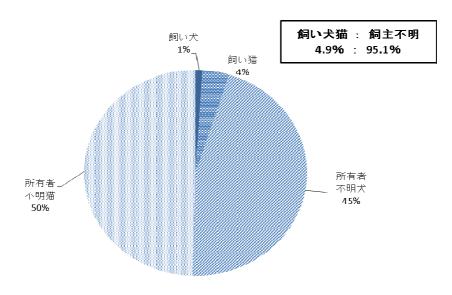
(1) 犬猫の引取り・譲渡・殺処分

- O 本県では、平成 23 年度の都道府県別の犬猫殺処分数が全国ワーストとなって以降、犬猫の収容頭数の削減、返還・譲渡頭数の増加に注力して取り組んできました。
- O このような中、平成 28 年度に規模の大きい動物愛護団体が殺処分対象となった犬猫の全頭引取を開始したことが大きな要因となって、現在は「事実上殺処分のない状態(※)」となっていますが、犬猫の収容頭数は依然として多い状況にあります。

【事実上殺処分のない状態】

国の動物愛護管理基本指針に示される「譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)」犬や猫は、動物福祉の観点から、獣医師である動物愛護(管理)センター職員が診断して安楽死させることがあります(平成28年8月以降は炭酸ガスによる殺処分は行っていません)。また、収容中に死亡する犬や猫もいます。これらは国の統計では殺処分として計上されます。

O 令和元年度に県内の動物愛護(管理)センターに収容された犬猫 4,715 頭のうち,飼い主 不明の犬猫が9割以上(犬 2,147 頭 (45.5%),猫 2,337 頭 (49.6%))を占めています。 そのほとんどは野良犬・野良猫であり、人に馴れないものや産まれて間もない乳飲み子も多いため、新たな飼い主への譲渡は難しい状況です。

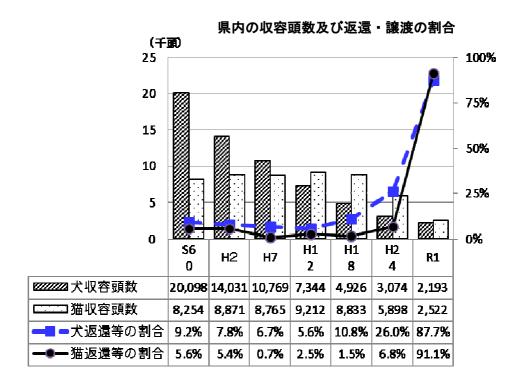


(令和元年度 県内全体状況)

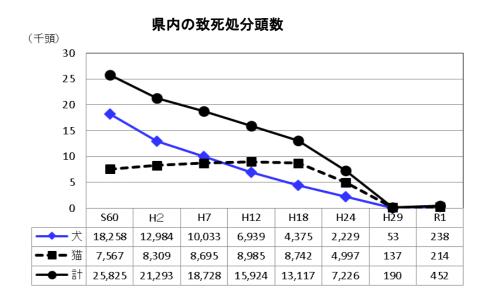
- O 殺処分対象となる犬猫を減少させるためには、地域に生息している野良犬・野良猫を減少させ、動物愛護(管理)センターに収容される野良犬・野良猫の数を減らす必要があります。 地域において野良犬・野良猫が多い原因として、
 - ・ 飼い犬猫の遺棄や放し飼い
 - 不妊去勢手術を行わないこと(※)
 - 野良犬・野良猫への無責任な餌やり など

が挙げられます。これらの不適切な行為が減少すれば、地域に生息している野良犬・野良猫 が減り、ひいては「犬猫の収容頭数」の減少に繋がります。

- ※ 屋外で犬猫を飼養する場合,同様の飼い犬猫や野良犬・野良猫との間で予期せぬ妊娠に繋がる可能性があるため,不妊去勢手術を行うことが重要です。
- O 野良犬・野良猫の問題は地域に根差した問題でありますので、その解決には地域(市町、 自治会等)が主体的に取り組んでいく必要があります。



O 保護・引取された犬猫の返還・譲渡の割合は非常に低い状況が続いていましたが、近年は 動物愛護団体への譲渡頭数が大幅に増加したことにより、返還・譲渡の割合は急増しました。 ただし、個人の方へ譲渡した割合は低い状態が続いています。 O 殺処分頭数は年々減少しており、平成28年度に規模の大きい動物愛護団体が殺処分対象となった犬猫の全頭引取を開始したことが大きな要因となって、現在は事実上殺処分のない状態となっています。



O 現在,国の動物愛護管理基本指針に示される「譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)」ものを除き,全ての犬猫を譲渡できていますが,その大部分は特定の動物愛護団体への譲渡でありますので,今後,より安定的に継続していくためには,他の動物愛護団体や個人の方への譲渡を推進して,譲渡先を分散していく必要があります。

(2) 動物愛護管理法の主な改正内容

令和元年6月19日に、議員立法による改正動物愛護管理法が公布され、令和2年6月1日に一部を除いて施行されました。主な改正内容は次のとおりです。

(ア) 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

O 遵守基準の具体化(第21条関係)(令和3年6月1日施行)

第一種動物取扱業者が遵守しなければならない基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して定める。犬猫等販売業者の基準はできる限り具体的なものとする。

- ① 飼養施設の規模(面積,高さ)を規定
- ② 動物の飼養・保管に従事する職員数を規定
- ③ 出産回数等を規定 など

(イ) 動物の適正飼養のための規制の強化

○ 都道府県知事等による不適正飼養に係る指導等の拡充(第 25 条関係)

都道府県知事等は、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、 当該事態を生じさせている者に対し、その事態の改善に必要な指導又は助言を行うことがで きることとする。また、当該事態が生じたことの起因となる活動に給館・給水を追加する。

〇 犬及び猫の繁殖制限の義務化(第37条関係)

犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖して適正飼養が困難となるようなおそれがあると認める場合には、所要の措置を講じなければならないこととする。

(ウ)マイクロチップの装着等(令和4年6月1日施行)

- マイクロチップの装着に係る義務(第39条の2関係)
 - ①犬猫等販売業者の義務

犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日(生後 90 日 以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日)から 30 日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日)までに、 当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないこととする。

②飼い主の努力義務

犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めるものとする。

(エ) 罰則の強化

動物の殺傷に関する罰則について、懲役刑の上限が2年から5年に、罰金刑の上限が200万円から500万円に引き上がり、虐待及び遺棄に関する罰則について、100万円以下の罰金刑に1年以下の懲役刑が加わる。

(3) 広島県新動物愛護センター整備事業

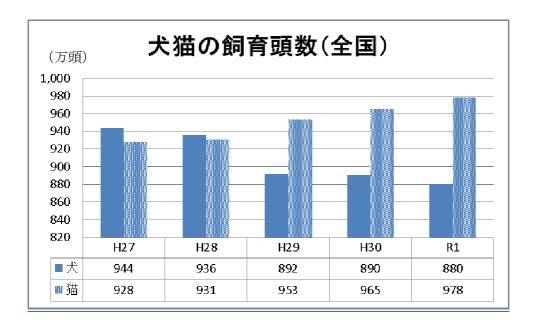
県では、譲渡促進や動物愛護・適正飼養のさらなる啓発に取り組み、県の目指す姿である「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するための拠点として、新動物愛護センターの整備を進めています(令和5年度の開設予定)。整備事業は「PFI (※)」手法で実施し、設計、建設及び維持管理を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫の発揮によって公共サービスの質の向上と財政負担の縮減がより一層期待されます。

【PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)】

公共施設等の設計,建設,維持管理及び運営に,民間の資金とノウハウを活用し,公 共サービスの提供を民間主導で行うことで,効率的かつ効果的な公共サービスの提供を 図るという考え方

(4) 犬猫の飼育状況

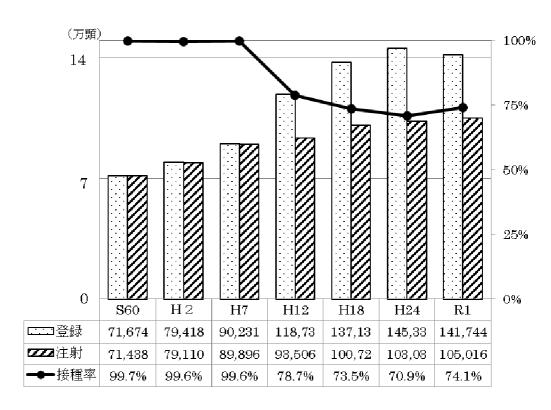
O 一般社団法人ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査では、令和元年度の全国の犬の飼育頭数は約880万頭、猫の飼育頭数は約980万頭と推計されています。近年、犬は減少、猫は増加傾向にあり、犬猫の合計では、ほぼ横ばいとなっています。



- O また、同調査によると、令和元年度の全国の犬の飼育率は 12.6%、猫の飼育率は 9.7%と 推計されており、犬は約8世帯に1頭、猫は約10世帯に1頭となっています。
- O 一方,令和元年度の狂犬病予防法に基づく全国の犬の登録頭数は約615万頭であり(相当数の未登録犬がいると考えられます。),この内,広島県の犬の登録頭数は約14万頭で,全国の約2.2%でした。
- O 一般社団法人ペットフード協会の全国の犬猫の飼育頭数の推計と、狂犬病予防法に基づく 犬の登録頭数の全国比から、広島県の犬猫の飼育頭数を推計すると犬は約 19 万頭、猫は約 22 万頭と考えられます。

(5) 犬の狂犬病予防注射接種率の低下

- O 平成7年度には狂犬病予防注射接種率が全国,本県ともにほぼ100%でしたが,令和元年度には全国が71%,本県が74%まで低下しています。
- O また、登録された犬以外に多数の未登録の犬が飼養されていると推定されることから、実際の接種率は更に低いものと考えられます。
- O なお、犬の登録が、平成7年度に年1回から生涯1回に変更されてから、予防注射の接種率が低下しています。



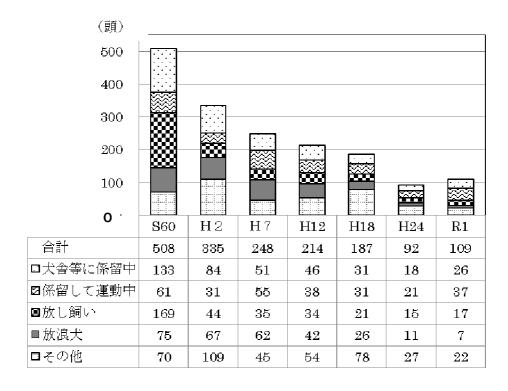
県内の犬の狂犬病予防注射等について

※昭和60年度から狂犬病予防注射は年1回実施 ※平成7年度から犬の登録が年1回から生涯1回

(6) 犬による咬傷事故の発生状況

- O 本県における動物関連の事故は、令和元年度には 109 件(平成 18 年度比 58.3%)の届出があり、全て犬による咬傷事故です。
- O 事故の多くは犬舎等に係留中や、放し飼いで起きており、しつけの不徹底、他者に対する 配慮の不足などが原因となっています。

県内の咬傷事故発生時における動物の状況

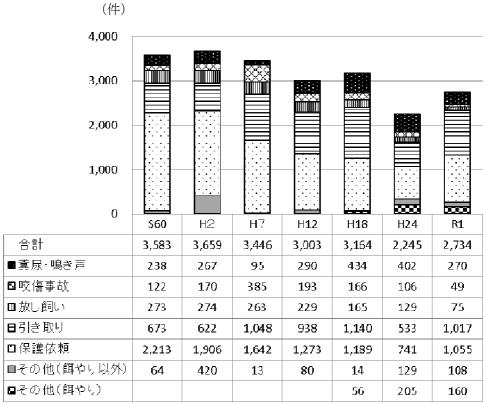


(7)動物に関する苦情等

O 平成 18 年度以降, 平成 24 年度には一旦, 全体として件数が減少しましたが, 令和元年度には, 全体件数が再度増加に転じています。

内訳をみると、「糞尿の放置や鳴き声による迷惑」、「咬傷事故」、「放し飼い」とった苦情は減少しているものの、引取りや保護の依頼が増加しています。

県内の苦情の状況



(※餌やりの調査については、H18から集計開始)

2 目指す姿と目標

【目指す姿】

「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任な餌や り等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の 福祉がともに守られている状態

【数値目標】

指標	現状(令和元年度)	目標(令和12年度)
犬猫の収容頭数	4,715頭	3,300 頭 (令和元年度比30%減)
個人への譲渡率 (県センターの目標)	9% (221 頭/2,529 頭)	26% (486 頭/1,843 頭)

- 数値目標の指標の一つを「犬猫の収容頭数」とします。これは全県の目標とします。本県では、現在、事実上殺処分のない状態となっていますが、収容頭数は依然として多い状況が続いています。
- 収容している犬猫のほとんどは野良犬・野良猫です。地域において野良犬・野良猫が多い原因として、飼い犬猫の遺棄や放し飼い、不妊去勢手術を行わないこと、野良犬・野良猫への無責任な餌やりが挙げられます。これらの不適切な行為が減少すれば、地域に生息している野良犬・野良猫が減り、ひいては「犬猫の収容頭数」の減少に繋がるものと考えます。
- また、現在、収容した犬や猫は、国の動物愛護管理基本指針に示される「譲渡することが適切ではない(治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等)」ものを除き、全ての犬猫を譲渡できていますが、その大部分は特定の動物愛護団体への譲渡になります。このため、今後も事実上殺処分のない状態をより安定して継続していくためには、
 - ・ 依然として多い収容頭数を減少させる
 - ・ 他の動物愛護団体や個人の方への譲渡を推進して、譲渡先を分散することが重要となります。
- これらを踏まえ、動物愛護(管理)センター自身の譲渡能力を向上させ、個人の方への譲渡を更に推進していきます。ただし、収容頭数の減少とともに譲渡頭数は伸びにくくなることを考慮して、譲渡頭数ではなく「個人への譲渡率を」を数値目標の指標とします。

なお、譲渡頭数の大幅増を期待できるのは令和5年に新動物愛護センターを開設する県動物愛護センターだけでありますので、数値目標は県動物愛護センターの目標とします。

第4 取組の方向性と施策体系

令和元年の動物愛護管理法改正や、これまでの県の取組の現状と課題踏まえて本計画の取組に 反映するとともに、令和5年開設予定の県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込みました。 また、施策を「動物愛護普及啓発の推進」と「適正飼養の推進」に大別しました。

1 動物愛護管理法の主な改正内容を反映

- 動物愛護管理法の改正内容を踏まえた動物取扱業への立入検査の実施
 - ・飼養施設の規模、従事する職員数、出産回数等の規定の遵守状況の確認・検査を実施
- マイクロチップ装着の推進
 - ・動物取扱業者に課されたマイクロチップ装着義務化の遵守状況の確認・検査を実施
 - 改正動物愛護管理法で努力義務とされた一般飼養者等へのマイクロチップ装着の取組みを強化

2 本県の動物愛護管理の現状と課題を踏まえ取組に反映

- 野良犬・野良猫の減少に係る取組の強化
- 個人の方や小規模の動物愛護団体等への譲渡の推進に係る取組を強化

3 県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込む

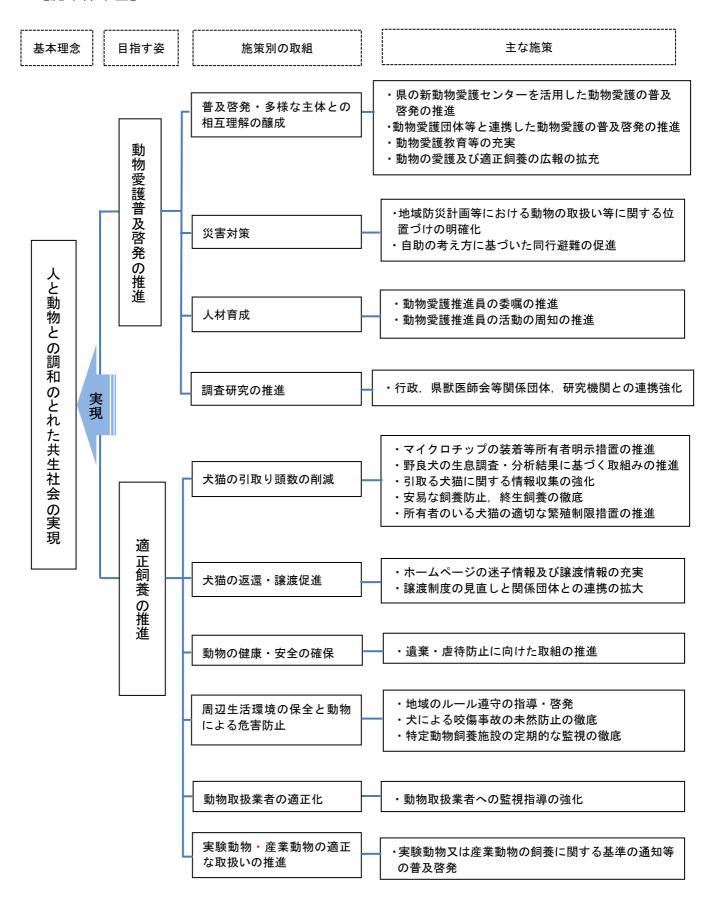
- 県の新動物愛護センターにおける各種イベントの充実
 - ・県の新動物愛護センターにおいて、民間と連携したイベント、各種教室、譲渡会等を開催するなどして個人譲渡及び普及啓発を推進

4 施策の大別と活動指標の設定

(1	(1)動物愛護普及啓発の推進			
	目指す姿 (10年後)	「動物愛護」に対する理解が進み、県民は命ある動物の適切な取扱いについて、また所有者等は自らの責任と動物の習性に係る知識等について学ぶ機会が増加し、「適正飼養」につながる機運が醸成されています。		
	施策分類	① 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成② 災害対策③ 人材育成④ 調査研究の推進		
	活動指標	県の新動物愛護センター来場者数		

(2) 適正飼養の	推進
目指す姿	「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任な餌やり等
(10年後)	の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと
	動物の福祉がともに守られています。
	⑤ 犬猫の引取り頭数の削減
	⑥ 犬猫の返還・譲渡促進
施策分類	⑦ 動物の健康・安全の確保
	⑧ 周辺生活環境の保全と動物による危害防止
	⑨ 動物取扱業者の適正化
	⑩ 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進
活動指標	マイクロチップ装着率

【施策体系図】



第5 課題への具体的取組

目指す姿 動物愛護普及啓発の推進

施策-1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

(1) 県の新動物愛護センターを活用した普及啓発の推進

○ 県の新動物愛護センターを活用した連携・協働体制の確立

県の新動物愛護センターを中心に県内動物愛護(管理)センターを広島県の「動物愛護」 と「適正飼養」を発信する拠点として位置づけ、市町、県獣医師会、動物愛護団体、ボラン ティア等と連携・協働した体制づくりを進めます。

○ 県の新動物愛護センターにおける各種イベントの充実

県の新動物愛護センターにおいて、民間と連携したイベント、各種教室、譲渡会等を開催することにより、新動物愛護センターに人を集めて「動物愛護」と「適正飼養」の普及啓発を推進します。

活動指標	目標値		
(行政)県の新動物愛護センター来場者数	令和7年度:7,000人 (旧動物愛護センターの来場者数の2倍) 令和12年度:7,000人を維持		

[※]動物愛護センターの来場者数の増加は、「動物愛護」と「適正飼養」の普及啓発の推進や、個人の方への譲渡の推進に繋がるため活動指標として管理する。

○ 県の新動物愛護センターにおけるモデル犬の育成

県の新動物愛護センターでは、モデル犬の育成に積極的に取り組むこととし、これまでモデル犬の活躍の場としてきた「犬のしつけ方教室」や「動物愛護教室」だけではなく、社会福祉施設等でふれあい行事を行うなど、社会貢献に繋がる新たな取組を検討します。

(2) 動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進

○ どうぶつ愛護のつどい (フェスティバル)

「動物愛護週間(※)」に県民参加型の行事を行い、「動物愛護」と「適正飼養」について、 市町、県獣医師会及び動物愛護団体等と協力し普及啓発に努めます。

【動物愛護週間】

動物愛護週間は、動物愛護管理法で規定されており、ひろく国民に命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めてもらうために設けられています。毎年、9月20日から9月26日と決められており、動物愛護週間には、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事を実施する必要があります。

〇 動物慰霊式

動物愛護(管理)センターで殺処分された犬及び猫の慰霊式を行うことにより、命の尊さ について考える場を設け飼養管理者に適正飼養及び終生飼養を促します。

〇 犬猫の飼育講習会の開催

動物愛護(管理)センターでは、犬猫の譲渡を行う場合には、譲渡の前に飼育希望者の方に講習会を受けていただきます。本講習会は、ペットショップ等で購入予定の方(既に購入した方)、動物愛護団体等から譲渡を受ける予定の方(既に譲渡を受けた方)など誰でも受講できるものとします。

本講習会において、「動物愛護」と「適正飼養」の普及啓発を図るため、広く参加を働きかけるとともに、講習内容の充実を図ります。

また、市町や、ペットショップ・動物愛護団体等民間における同様の講習会の開催を促進 します。

〇 犬のしつけ方教室等の開催

動物愛護(管理)センターでは、犬のむだ吠えやかみつき癖等、犬の飼養に関する問題を 抱える飼い主からの相談や、これらを理由に犬の引取りを求められる事例が多いため、しつ けの重要性及びその方法に関する教室を開催します。

また,地域住民等を対象として,犬猫の適正な飼養管理及び人への危害防止等に関する講習会等を開催します。

市町や、ペットショップ・動物愛護団体等民間における同様の教室等の開催を促進します。

(3)動物愛護教育の充実

〇 ふれあい動物愛護教室の実施

動物を慈しむ心を育む機会を提供するため、保育所、幼稚園の園児及び小学校の児童を対象にふれあい動物愛護教室を行います。(※動物ふれあい事業を実施するに当たっては、動物に与えるストレスの軽減に配慮します)。

小学校の休み期間中に親子連れで参加できる「動物とのふれあい」や「動物飼育」を体験できるイベント等の開催を検討します。

〇 命を考える動物愛護教室の実施

命の大切さについて学ぶ機会を提供するため、動物愛護(管理)センターに犬猫が収容される理由、殺処分の実態、適正飼養などについて考える「命を考える動物愛護教室」を開催します。また、この内容を紹介する資料を作成し、市町教育委員会等へ提供していきます。

この教室の対象は、小学校高学年以上とし、中高校生や大学生等も含め、広く一般の方を 対象とします。

○ 学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施

学校で動物を飼養することは、子ども達の情操を育むうえで重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆効果となってしまいます。このため、県獣医師会との連携により、教職員等を対象として動物の適正飼養や人と動物の共通感染症に関する研修を実施していきます。

(4)動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充

〇 普及啓発の場の拡大

市町、県獣医師会、動物愛護団体等、多様な主体との連携の下、種々の広報媒体を活用して、「動物の愛護」と「適正飼養」の広報に努めます。また、連携先の拡大のための取組を行います。

〇 動物愛護キャンペーンの実施

毎年度、テーマをもって、動物愛護管理に係る種々の普及啓発のためのキャンペーンを実施します。

施策-2 災害対策

(1) 市町の地域防災計画等への位置づけの明確化

災害動物救護について、引き続き各市町への啓発を行い、地域防災計画等における動物の 取扱い等に関する位置づけが明確化するよう促すとともに、未記載の市町には記載を、記載 済みの市町には必要に応じた積極的な内容の見直しを促していきます。

また、市町に対して、ペットの受け入れが可能な避難所の整備を働きかけていきます。

(2) 自助の考え方に基づいた同行避難の促進

所有者責任を基本とした、災害同行避難等に求められる自助の考え方を県民へ普及啓発するとともに、避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の強化を図ります。

また,災害発生時には広島県災害時動物救護基本指針及び広島県災害時動物救護要領に則り対応するとともに,必要に応じてマニュアル等を見直します。

(3)動物取扱業者の災害対策の徹底

飼養保管している動物の災害発生時における保護と管理について,平常時から避難場所の確保やマニュアルの準備などに主体的に取り組むよう,動物取扱業者への指導を徹底します。

(4) 特定動物の災害対策の徹底

災害発生時における特定動物の逸走を防止するため、特定動物の逸走時の対応マニュアルに基づき、飼い主に対して飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置に関する監視・指導を強化します。

(5) 災害対策のネットワークの構築

災害対策について動物愛護推進員、県獣医師会、関係団体及びボランテイア等と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進していきます。

施策-3 人材育成

(1) 行政担当者の知識・技術の習得支援

行政担当者に対して研修会等を実施し、専門的な知識・技術の習得を支援します。

(2)動物愛護推進員の育成

〇 動物愛護推進員の育成

「動物愛護推進員(※)」の委嘱を推進するため、委嘱の方法等を検討します。また、動物愛護推進員が地域における動物愛護の中心的な役割を果たすため、動物の愛護や正しい飼い方について助言できるように年1回以上研修を行います。

【動物愛護推進員】

動物愛護管理法に基づき,動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど,地域に根ざした動物愛護活動をボランティアで行う方として,動物愛護推進員を委嘱しています。動物愛護推進員は,地域の身近な相談員として,県などが実施する動物愛護普及事業への協力や,住民の求めに応じて動物の飼い方の助言をするなど,動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動を行う方です。

○ 動物愛護推進員の活動の促進

動物愛護推進員の連絡体制を整備し、動物愛護管理に係る情報の共有、イベントへの参加案内等を行います。

また、動物愛護推進員の活動を県民に周知し、推進員が動物愛護についての身近な窓口として地域へ普及啓発等を行う役割を担いやすくなるよう支援します。

(3) 専門知識を持つ者の育成

動物取扱業の従事者の資質の向上を図るため、将来動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の学生、講師を対象として、研修会を開催し、関係法令や人と動物の共通感染症等に関する情報を提供していきます。

また,専門学校等において,講義の際に使用する動物の適正な取扱いが確保されるよう,動物飼養の実態を調査し,結果に基づき,動物の愛護と適正飼養について指導します。

(4) 専門知識及び技能等を持つ人材の活用

動物愛護と適正飼養に関する専門知識及び技能等を保持する人材を官民でより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討します。

施策-4 調査研究の推進

(1) 行政, 県獣医師会等関係団体, 研究機関との連携強化

研究機関は動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や 市町は研究結果を県獣医師会等関係団体と共有し連携を強化するとともに、県や市町の施策 に反映させていきます。

(2) 研究目録の作成

研究機関は、過去の調査研究のとりまとめを行い、今後の調査研究及び県や市町の施策に 反映させていきます。

目指す姿 適正飼養の推進

施策-5 犬猫の引取り頭数の削減

(1) マイクロチップの装着等所有者明示措置の推進

○ 一般飼養者等のマイクロチップ装着の徹底

「マイクロチップ(※)の装着が獣医療行為であることを踏まえると、一般飼養者の装着率を上げるためには、動物病院における装着を確実なものとすることが重要と考えられますので、県獣医師会との連携制度の構築を検討します。

また,動物病院の他,ペット用品・フード販売店,ペット美容業等に対してマイクロチップ装着の啓発を依頼します。

一般飼養者と同様、マイクロチップ装着が努力義務となっている動物愛護団体、ボランティアに対しては、マイクロチップ装着後の譲渡を要請するなど、動物愛護管理に係わる全ての主体に対し、取り組みを推進していきます。

【マイクロチップ】

マイクロチップは、直径 2 ミリメートル、長さ約 8~12mm の円筒形の電子標識器具で、内部は IC, コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われています。それぞれのチップには、世界で唯一の 15 桁の数字(番号)が記録されており、この番号を専用のリーダー(読取器)で読み取ることができます。動物の安全で確実な個体識別(身元証明)の方法として、世界中で広く使われています。

活動指標	目標値
(行政)マイクロチップ装着率	犬(令和元年度)11.8%➡(令和 12 年度)85% 猫(令和元年度) 2.2% ➡(令和 12 年度)50%

※マイクロチップの装着により遺棄・虐待や犬の放し飼い等が抑制されるとともに、迷子となった犬猫が 飼い主に返還されることにより野良犬・野良猫の減少に繋がるため、活動指標として管理する。



○ 所有者情報(マイクロチップ等)の確認

保護された飼い主不明の犬及び猫について、名札・鑑札・マイクロチップ等の有無の確認を徹底し、元の所有者等への返還に努めます。また、市町、動物病院、警察署におけるマイクロチップリーダー(マイクロチップ読み取り機)の配備状況等について調査を行うとともに配備を促進します。

(2) 野良犬及び野良猫の引取り頭数の削減

〇 野良犬の生息調査・分析結果に基づく取り組みの推進

県動物愛護センターに収容される野良犬を減少させるためには、特定の地域に野良犬が多く存在している原因を突き止める必要があります。令和2年度に実施した野良犬の生息状況の分析結果を踏まえ、野良犬の捕獲強化を行い、本県の野良犬の収容頭数削減を図ります。

〇 地域における野良犬 (野良猫) 対策協議会の設立の支援

野良犬・野良猫の問題解決に向けては、長期的視野の下、関係機関と地域住民が連携して 対策を実施していく必要があるため、動物愛護(管理)センターは、野良犬・野良猫の多い 地域の市町、地域住民による野良犬(野良猫)対策協議会の設立を支援し、市町、地域住民 による主体的な取組による問題解決を促します。

年度	3	4	5	6	7以降
地域における野良犬(野良猫)対策協	対策協議会設立支援・野良犬生息調査に基づく野良犬捕獲強化				
議会の設立の支援			収容頭	 頁数削減効果検 	証 I
		•			

○ 野良犬・野良猫を生み出さないための県民の取り組み

野良犬・野良猫を生み出さないために、行政だけでできることは限られますので、県民一人一人の心掛けが大変重要となります。

飼い主がすぐにできる対策として、「終生責任をもって飼うこと」、「屋内飼育をすること」、「不妊去勢手術をして飼うこと」があげられます。

また、野良犬・野良猫に餌を与えている人は、その結果として生まれてくる子犬や子猫に 自分で責任を持てるかよく考え、「自分で飼う」、「里親を見つかるまで探す」などの責任を持 てないと思う場合は餌を与えるのはやめるべきです。

【野良犬・野良猫を生み出さないための県民の取組】

- 絶対に捨てない(終生責任をもって飼う)こと
- 屋内飼育をすること
- 不妊去勢手術をして飼うこと
- 野良犬・野良猫に無責任に餌だけを与えないこと

行政機関, 県獣医師会, 動物愛護団体等動物愛護管理に係わる全ての主体が「野良犬・野 良猫を生み出さないための県民の取組」を連携・協働して推進していく必要があります。

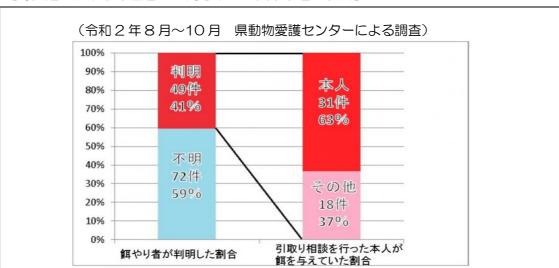
特に野良犬・野良猫の多い地域の市町、町内会・自治会においては、広報誌、回覧板を活用するなど、積極的に広報・啓発に取り組んでいく必要があります。

〇 引取る犬猫に関する情報収集の強化

動物愛護(管理)センターは、所有者不明の犬猫を引取る際は、無責任に餌だけを与えている人や野良犬の棲家を把握するなどのために、引取る犬猫に関する情報の収集に努めます。 また、飼い主からの引取と同様に、事前相談・本人確認を徹底することにより

- 野良犬・野良猫に餌を与えて繁殖させている人に対して、自ら譲渡するなど責任ある 対応を行うよう促します。
- ・ 無責任な餌やりをしている人等から何度も繰り返し引取ることを防止します。 野良犬・野良猫の多い地域の市町、地域住民には、この取組への協力が求められます。

【野良猫の引取り希望者から聞き取った餌やり者の状況】



このグラフは、野良猫の引取希望者から聞き取った餌やり者の状況を示しています。「誰か野良猫に餌を与えている人がいますか?」との問いに対して、餌やり者が誰であるか判明したケースが41%、判明しなかったケースが59%でした。

餌やり者が判明したケースの内訳をみると、野良猫の引取り依頼で連絡してきた本人が、その猫もしくはその子猫の親猫に餌を与えているケースが 63%もありました。

とても残念なことですが、このように、野良猫に餌を与えて繁殖させている本人が動物愛護センターに引取るよう連絡をしてくるケースが非常に多くみられます。

〇 飼い主のいない猫の支援活動の推進

住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する「地域猫活動(※)」を支援するとともに、地域猫活動に関するアンケート調査等を実施しその効果について検証を行い、今後の普及啓発等に活用します。

また、野良猫「TNR(※)」活動等、人と猫が共生し不幸な猫を生み出さないための活動を推進します。

【地域猫活動】

地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方や糞の始末などに関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくことにより、野良猫によるトラブルを減らすとともに、不幸な野良猫の数も減らして、住みよい地域にしていく活動です。

国もガイドラインをつくるなどして推進しており、全国的に、人と野良猫が共生して くために有効な方法と考えられ取り組まれています。

[TNR]

野良猫の繁殖を防いで地域の迷惑を減らすことで人と猫との共生を目指す活動。野良猫を捕獲し(Trap),不妊去勢手術を実施し(Neuter),元の場所に戻す(Retern)。

年 度	3	4	5	6	7以降
飼い主のいない猫 の支援活動の推進	地域猫等に係る アンケート調査 		収容頭数削	減効果検証	

(3) 飼い犬及び飼い猫の引取り頭数の削減

〇 安易な飼養防止の普及啓発

譲渡前に行う講習会等において,

- 通常の飼養や疾病罹患時に必要な経費
- しつけや幼齢時の社会化の必要性
- 老輪時の世話の問題 など

をよく理解した上で飼養を始めるよう,飼い主の負担と責任に関する普及啓発を実施します。また,動物の販売時等の説明の中でも同様の啓発を行うよう,動物取扱業者等に対し指導を行います。

〇 終生飼養の徹底

譲渡前に行う講習会等において、飼い主が責任をもって終生飼養しなければならないこと、 やむを得ない理由により継続飼養ができなくなった場合には飼い主が譲渡先を見つけなけれ ばならないことについて、普及啓発を実施します。また、動物の販売時等の説明の中でも同 様の啓発を行うよう、動物取扱業者等に対し指導を行います。

- 繰り返し引取りを求められた場合
- 老齢や病気を理由に引取りを求められた場合
- 自ら譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合 など

終生飼養の原則に反すると認められる場合においては、行政機関は犬猫の引取りを拒否することができることについても発信し、終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう普及啓発を 実施します。

○ 所有者のいる犬猫の適切な繁殖制限措置の推進

改正動物愛護管理法により、犬猫の飼い主には、これらがみだりに繁殖し適正飼養が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を講じなければならないことが 義務付けられました。

これを踏まえて、飼い犬猫の不妊去勢手術等の推進について、行政機関、県獣医師会、動物愛護団体等動物愛護管理係わる全ての主体が連携・協働して、これまでより強化して取り組んでいきます。

(4) 犬の登録・狂犬病予防注射の促進

狂犬病は依然として世界のほとんどの地域で発生しており、愛犬はもちろん、飼い主、地域住民の方を守るために、狂犬病予防法により義務付けられている狂犬病予防注射及び犬の登録について普及啓発を行います。

近年の狂犬病予防注射は「集合注射(※)」よりも、動物病院での個別接種が増加傾向にあることを踏まえ、市町、県獣医師会等と連携し、登録及び狂犬病予防注射接種率の向上策を検討します。

また、改正動物愛護管理法に規定され、令和4年6月から開始されるマイクロチップ登録制度について、市町に情報提供を行うなどして円滑な制度導入を図ります。

【集合注射】

毎年 4 月から 6 月は狂犬病予防注射の接種期間であり、市町等は、この期間中、日時を決めて公民館などの公共施設等で狂犬病予防の集合注射を実施しています。主に会場付近の住民の方が対象になります。狂犬病予防注射は集合注射のほか、動物病院で個別に受けることもできます。

施策-6 犬猫の返還・譲渡促進

(1)元の所有者等への返還

動物愛護(管理)センターに収容された迷子の犬猫の写真、特徴などについてホームページに掲載するとともにボランティア等と連携し、迷子の犬猫の写真を SNS 発信するなどして、飼い主への返還に努めます。

(2) 犬及び猫の譲渡の推進

〇 譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大

譲渡対象となる犬猫の基準や譲渡対象者の範囲などの見直し、出張譲渡会の開催などにより、終生飼養していただける個人の方への譲渡を積極的に行います。

また、規模の大きい特定の動物愛護団体とは別の団体やボランティア(以下,「小規模団体等」とする。)への譲渡を積極的に行うとともに、これを安定して継続するため

- 小規模団体等が行う譲渡会情報を動物愛護センターHP へ掲載する
- 新動物愛護センターにおいて、小規模団体等が行う譲渡会の開催を可能とする
- 小規模団体等と定期的に意見交換することなどに取り組んでいきます。

〇 ホームページの譲渡情報の充実

個人への譲渡を推進するため、ホームページへ譲渡用動物の写真を掲載します。また、県、 広島市、呉市、福山市の譲渡情報を相互にリンクさせるなどホームページ情報の充実を図り ます。

〇 譲渡制度及び譲渡動物の情報発信の強化

様々な広報媒体を活用するなどして、譲渡制度及び譲渡動物の情報発信を強化します。



施策-7 動物の健康・安全の確保

動物の遺棄・虐待の防止

〇 動物遺棄・虐待防止の周知

動物の遺棄を未然に防止するため、効果的な普及啓発の手法について検討し、周知を行います。

また、改正動物愛護管理法に基づき、「愛護動物(※)」の殺傷、虐待等の罰則強化及び獣 医師による虐待の通報義務化について周知徹底を図るとともに、警察との連携をより一層推 進します。

【愛護動物】

- 1 牛,馬,豚,めん羊,山羊,犬,猫,いえうさぎ,鶏,いえばと及びあひる
- 2 その他,人が占有している動物で哺乳類,鳥類又は爬虫類に属するもの

〇 調査・指導の徹底

動物愛護(管理)センターは、情報に基づき、調査・指導を実施し、動物の遺棄・虐待の防止を図ります。

施策-8 周辺生活環境の保全と動物による危害防止

(1) 地域のルール遵守の指導・啓発

〇 犬の適正飼養

公園等の公共の場所で問題になっている放し飼い(ノーリード)については、広島県動物 愛護管理条例違反であることを周知徹底します。排泄物の放置等の問題等、飼い主の責務と して守るべき地域のルール遵守について、市町や地域住民等と協働しながら、飼い主へ自覚 を促します。

〇 猫の適正飼養

疾病の感染防止,不慮の事故防止等猫の健康及び安全保持並びに周辺環境の保全の観点から,猫の所有者に対し屋内飼育に努めるよう啓発します。

また、飼い主のいない猫による周辺への迷惑やトラブルを防止する対策として、猫を排除するのではなく、適切に管理していく「地域猫活動」を、町内会・自治会等に対して推奨していきます。

「地域猫活動」は、地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、 餌のやり方や糞の始末などに関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくこ とにより、野良猫によるトラブルを減らすとともに、不幸な野良猫の数も減らして、住みよ い地域にしていく活動です。この活動を県全体に浸透させていくため、種々の媒体を活用し て広報・啓発に努めます。

〇 無責任な餌やり行為防止の強化

改正動物愛護管理法にも盛り込まれたとおり、所有者等のいない犬又は猫に対する無責任な餌やり行為は、指導及び罰則適用の対象となる可能性があることについて、市町や地域住民と協働しながら普及啓発を強化するとともに、必要な指導を行い、飼い主のいない子犬・子猫の再生産を防止します。

(2) 犬による咬傷事故の未然防止の徹底

犬の咬傷事故に伴う飼い主責任について認識の向上を図るため、重大事故の事例や、犬と 飼い主とが良好な信頼関係を築くためのしつけ方法を盛り込んだテキストを作成し、動物愛 護推進員による助言や動物愛護団体等による譲渡活動などでの活用を図ります。

(3) 特定動物の飼い主の社会的責任の遵守

改正動物愛護管理法により、「特定動物(※)」の愛玩目的での飼養又は保管が禁止される とともに特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知・遵守 を推進します。

また、特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与えるおそれが高く、飼養者又は保管者の社会的責任が重いことから、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置と県などへの届出等を確実に実施するよう、引き続き周知を図っていきます。

【特定動物】

人に危害を加えるおそれのある危険な動物とその交雑種のことです。トラ、クマ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類の約650種が対象となります。動物園や試験研究施設などの特定目的で特定動物を飼う場合には、動物の種類や飼養施設ごとに都道府県知事又は政令指定都市の長の許可が必要です。

(4) 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底

特定動物飼養許可施設の監視を定期的に行い,動物の適正飼養等を指導し,飼養者又は保管者に危害・迷惑防止の徹底を促します。

(5) 狂犬病対応マニュアルの活用

改正動物愛護管理法に盛り込まれたマイクロチップ登録制度の特例により、狂犬病予防法に基づく犬の登録のあり方にも変化が生じることが考えられます。これを機にマニュアルを 改正し実態に合ったものとし、狂犬病の発生及び蔓延防止を図ります。

(6) 人と動物の共通感染症の防止

人と動物の共通感染症防止に関する普及啓発資料を作成し、獣医師や関係機関と連携して、 注意喚起に努めます。

施策-9 動物取扱業者の適正化

(1) 動物取扱業者への監視指導の強化

○ 動物取扱業の更なる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応強化

動物取扱業者への監視指導を強化し、改正動物愛護管理法で示された動物の管理方法等に 関する遵守基準の具体化、動物取扱責任者の要件の厳格化など、新たな規制の着実な運用を 図ります。

【数值規制】

- ・ 飼養施設の規模(面積, 高さ)を規定
- 動物の飼養・保管に従事する職員数を規定
- ・出産回数、出産年齢の規定 等

○ 販売する犬猫のマイクロチップ装着の確認

ペットショップ等の販売業者への立入検査時はマイクロチップリーダーを携行するなどしてマイクロチップの装着状況を確認します。

(2) 飼い主の責務に関する説明の徹底

○ 動物取扱業者による購入者等への説明

動物販売業者が購入者に対し、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用 負担、問題行動の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、 適切に説明を行うよう指導を徹底していきます。

○ マイクロチップ登録制度についての購入者への説明

動物愛護(管理)センターは、動物取扱業者に対してマイクロチップ登録制度について周知するとともに十分な理解を促すことにより、動物取扱業者から購入者等に対する説明が適切になされるよう、指導を徹底していきます。

(3)動物取扱責任者研修の充実

「動物取扱責任者研修(※)」の内容の充実を図り、動物取扱責任者に、法令や動物の取扱に関する最新の情報を提供し、基準の遵守について指導を徹底します。

【動物取扱責任者研修】

動物愛護管理法により、第一種動物取扱業者(営利事業者)は、事業所ごとに、専門的な技術や知識経験を有する動物取扱責任者を置かなければなりません。動物取扱責任者には、都道府県知事等が行う研修会の受講が義務付けられています。

(4) 業界全体の資質向上

動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るようその主体的な取組のあり方について検討し、 業界へ働きかけます。

施策-10 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進

(1) 実験動物取扱施設への普及啓発

大学,病院,研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するため,アンケート調査等により動物の飼養状況を把握していきます。

また、行政関係部局の連携により、犬の登録等の義務や実験動物の飼養に関する基準及び動物実験に関するガイドラインを周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう「3R の原則 (※)」等の普及啓発を行っていきます。

【3Rの原則】

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で、「苦痛の軽減 (Refinement)」「使用数の削減 (Reduction)」「代替法の活用 (Replacement) をいう。

年度	3	4	5	6	7以降
実験動物施設への普及 啓発	調査内容の検	 ▼ アンケート調査		アンケート調査 メーロー	
			普及啓発の	実施	

(2) 畜産業者等への指導

「産業動物の飼養及び保管に関する基準」及び「アニマルウェルフェア(※)に配慮した家畜の飼養管理」を広く普及・定着させるため、畜産部局と連携して必要な施策の総合的な推進を図ります。

【アニマルウェルフェア】

※ 「アニマルウェルフェア」とは、「動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状態をいう。」と定義されています。「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされています。

「5つの自由」とは、

①飢え、渇き及び栄養不良からの自由、②恐怖及び苦悩からの自由、③物理的及び熱の不快からの自由、④苦痛、傷害及び疾病からの自由、⑤通常の行動様式を発現する自由

第6 計画の推進

1 計画の周知

本計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により 広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 計画の実施体制の整備

(1)動物愛護(管理)センターの対応能力の向上

動物取扱業の監視体制の充実を図ります。業態ごとの業務内容や取り扱われる動物種などの専門的な知識に関する所内研修などを実施し、動物愛護担当職員のスキルアップを行い、動物愛護(管理)センターの対応能力の向上に努めます。

(2)調査研究の実施

動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

3 市町との連携推進

市町の担当者会議において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や人と動物の 共通感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行って、担当者の業務への取組を支援 します。

4 関係団体との連携推進

獣医師会及び動物愛護団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

5 達成状況の点検と計画の見直し

本計画の達成状況は、毎年、広島県動物愛護管理推進協議会において点検を行います。 また、県は、定期的な点検と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5 年後を目途に計画の見 直しを行います。

第7 具体的取組一覧

具体的取組の一覧と取組ごとの各実施主体の役割を示します。

具体的取組一覧

目指す姿:動物愛護普及啓発の推進

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
	(1)県の新動物愛護 センターを活用し			協力協力
	た普及啓発の推進	普及啓発の推進	」 動物愛護推進員	協力
互理解の醸成			市町(3市を除く)	協力
			広島市・呉市・福山市	共催
			県	主催
		県の新動物愛護セ		参加
		ンターにおける各		参加
				協力 協力
				協力
				協力
				協力
				主催
		 県の新動物愛護セ	· 県	育成・ふれあい行事開催
		ンターにおけるモ		
		デル犬の育成	W. 1-8-12-17	(=+ a a 4)+a
	(2)動物愛護団体等と連携した動物愛	どうぶつ愛護のつ		行事への参加
	こ建携した動物変 護の普及啓発の推	11. \	r.s. —	行事への参加 参加
	進		33 113 11/3/1/21 🚨	主催,共催
				エに、スに 行事への参加
				参加
				主催,共催
			県・広島市・呉市・福山市	主催
	'	動物慰霊式	地域住民	行事への参加
			飼い主	参加
			動物取扱業者	参加
			(公社)広島県獣医師会	参加
			動物愛護団体	参加
			動物愛護推進員	参加
				主催
			市町(3市を除く	参加
			県・広島市・呉市・福山市	主催,参加
		+\m 0 \langle == 70 \	関係業者	主催,参加
		犬猫の飼育講習会 の開催		参加
		UJI JU IE	飼い主	参加
			(公社)広島県獣医師会	主催,共催
			動物愛護団体	主催,共催
			市町(3市を除く)	場所の提供等協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催

+1-54-	具体的取組	具体的取組	中华子什	中华主任の职组
施策	大分類	小分類	実施主体	実施主体の取組
【施策-1】		犬のしつけ方教室	地域住民	参加)
	と連携した動物愛		飼い主	参加
は主体との相 互理解の醸成	護の普及啓発の推 #		(公社)広島県獣医師会	主催,協力
丘珪性の扱み	连		動物愛護団体	主催,協力
			市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催
		ふれあい動物愛護		
	充実	教室の実施	飼い主	参加
			動物取扱業者	協力
			(公社)広島県獣医師会	協賛
			動物愛護団体	協力
			市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催
		命を考える動物愛	地域住民	参加
		護教室の実施	飼い主	参加
			動物愛護団体	協力,主催
			市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催
		学校飼養動物の適		参加
		正飼養等に関する	(公社)広島県獣医師会	主催
		研修の実施	動物愛護団体	協力,主催
			市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催
			関係機関	主催(教育委員会,実施の小学 校,幼稚園)
	(4)動物の愛護及び	普及啓発の場の拡	動物取扱業者	協力
	適正飼養の広報の	大	(公社)広島県獣医師会	協力
	拡充		動物愛護団体	協力
			市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催
		動物愛護キャンペ	地域住民	参加
		ーンの実施	飼い主	参加
			動物取扱業者	協力
			(公社)広島県獣医師会	協力
			動物愛護団体	協力
			動物愛護推進員	協力
			市町(3市を除く	協力
				主催,参加
			関係業者	主催,参加

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
【施策-2】			(公社)広島県獣医師会	協力
災害対策	計画等への位置づ	画等への位置づけ	市町(3市を除く)	実施
	けの明確化	の明確化	県・広島市・呉市・福山市	実施
	(2)自助の考え方に	自助の考え方の普	(公社)広島県獣医師会	協力
	基づいた同行避難	及啓発・要領等に則	市町(3市を除く)	実施
	の促進	フル ヘリルツ	県・広島市・呉市・福山市	実施
	(3)動物取扱業者の			マニュアル作成
	災害対策の徹底	災害時対応マニュ		
		組み指導	県・広島市・呉市・福山市	マニュアル案の作成等の助言
	(4)特定動物の災害 対策の徹底	特定動物の逸走時 の対応マニュアル		協力
			市町(3市を除く)	協力
		導	県・広島市・呉市・福山市	マニュアル作成・監視指導
			(公社)広島県獣医師会	ネットワークに参加
		のネットワークの ##\$\$		ネットワークに参加
			動物愛護推進員	ネットワークに参加
			市町(3市を除く)	ネットワークに参加
	(4) /= Th+D \			主催
【施策-3】 人材育成				研修会へ参加 研修会の開催
八個自成			(公社)広島県獣医師会	動物愛護推進員の推薦
	の育成		動物愛護団体	動物愛護推進員の推薦
			ペット関連業界団体	動物愛護推進員の推薦
		可収の中状	県・広島市・呉市・福山市	動物愛護推進員の推薦・委嘱
		研修の実施	市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 研修の実施
		 動物愛護推進員の	公社)広島県獣医師会	協力
		活動の促進・周知	動物愛護団体	協力
			ペット関連業界団体	協力
			市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 主催
	(3)専門知識を持つ	専門学校等の学		研修会等の実施
		生・講師を対象とし		
		た研修会の実施		5.00
			公社)広島県獣医師会	主催
			市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 主催
	(4)専門知識及び技			協力
			(公社)広島県獣医師会	協力
	活用		動物愛護団体	協力
			市町(3市を除く) 県・広島市・呉市・福山市	協力 仕組みの検討
【施策-4】	(1) 行政, 県獣医師		(公社)広島県獣医師会	獣医学会主催
調査研究の推	会等関係団体, 研究	染症に関する調	研究機関	調査研究の実施
進			県・広島市・呉市・福山市	調査研究の実施・施策への反映
			(公社)広島県獣医師会	調査研究の取りまとめ
		取りまとめ•施策反 映	研究機関 県・広島市・呉市・福山市	過去の調査研究の取りまとめ 施策への反映
	I	u/\		NEW. VOJIXIX

目指す姿:適正飼養の推進

	具体的取組	具体的取組		
施策	大分類	小分類	実施主体	実施主体の取組
	(1)マイクロチップ			名札,犬鑑札,マイクロチップ
	の装着等所有者明			の装着
頭数の削減	示措置の推進	の徹底	動物取扱業者	装着実施の遵守、啓発
			(公社)広島県獣医師会	啓発,協力 は苦ったの#2#
			動物愛護団体	装着実施の推進、啓発
			動物愛護推進員	啓発
			市町(3市を除く)	啓発
		65字は却(コノカ	県・広島市・呉市・福山市	啓発 物力
			(社)広島県獣医師会 市町(3市を除く)	協力協力
			県・広島市・呉市・福山市	実施
	(2)野良犬及び野良	野良犬の生臭調		協力
			市町(3市を除く)	協力
	削減	く取り組みの推進		主催
		 地域における野良		協議会の設立
		だ (野良猫) 対策協		協力
		議会の設立の支援	ハンファイグ 動物感雑性半鼻	協力
			助物を設在進見 市町(3市を除く)	協議会の設立
			県・広島市・呉市・福山市	協議会の設立・協力
		 野良犬・野良猫を生		捨て犬・捨て猫の禁止, 飼い犬
		野良人・野良畑で主 み出さないための		の係留義務の遵守,猫の屋内飼
		県民の取り組み		育、不妊去勢手術の実施
			地域住民	無責任な餌やり行為の禁止
			(公社)広島県獣医師会	啓発
			l 動物愛護団体	
			」 動物愛護推進員	B発
			市町(3市を除く)	B発
			県・広島市・呉市・福山市	· 啓発
		引取る犬猫に関す	地域住民	協力
		る情報収集の強化	 市町(3市を除く)	実施,協力
				実施
		飼い主のいない猫		協力
		の支援活動の推進	地域住民	地域猫活動の実施
			(公社)広島県獣医師会	活動の推進
			動物愛護団体	活動の推進
			」 動物愛護推進員	活動の推進
			市町(3市を除く)	活動の推進
			県・広島市・呉市・福山市	活動の推進
	(3)飼い犬及び飼い	安易な飼養防止の		協力
	猫の引取り頭数の		(公社)広島県獣医師会	P. P
	削減		動物愛護団体	P. P
			動物愛護推進員	B発
			市町(3市)を除く	P. P
			県・広島市・呉市・福山市	<u> </u>
			動物愛護団体 動物愛護推進員 市町(3市)を除く	啓発 啓発 啓発

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
【施策-5】	(3)飼い犬及び飼い		飼い主	終生飼養の徹底
	猫の引取り頭数の		動物取扱業者	啓発
数の削減	削減		(公社)広島県獣医師会	啓発
			動物愛護団体	啓発
			動物愛護推進員	啓発
				啓発
				啓発
		所有者いる犬猫の		不妊去勢手術の実施
		適切な繁殖制限措 置の推進		啓発
		100分形性	(公社)広島県獣医師会	啓発
			動物愛護団体	啓発
			動物愛護推進員	啓発 アバナ熱のよう制度の冷
			市町(3市を除く)	啓発, 不妊去勢助成金制度の検 討
			県・広島市・呉市・福山市	啓発, 不妊去勢助成金制度の検 討
		犬の登録・狂犬病予	飼い主	狂犬病予防法の遵守
	病予防注射の促進	防注射の促進	(公社)広島県獣医師会	注射実施協力,啓発協力
			動物愛護団体	啓発
			動物愛護推進員	啓発
				主催・実頭数の把握
			県・広島市・呉市・福山市	主催・実頭数の把握
	(1)元の所有者等へ			HP の確認
犬猫の返還・譲	の返還	子情報の充実・ボラ	(公社)広島県獣医師会	啓発
渡促進		ンティア等との連 携	動物愛護団体	連携,啓発
		173	動物愛護推進員	啓発
			市町(3市を除く)	連携,啓発
				HP の迷子情報の充実
			(公社)広島県獣医師会	連携
		と関係団体との連 携拡大		連携
			動物愛護推進員	連携
				協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催
		ホームページの譲		HP の確認
		渡情報の充実	(公社)広島県獣医師会	啓発
			動物愛護団体	啓発
			動物愛護推進員	啓発 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
			市町(3市を除く)	連携,協力
		=+ \d- 4.1 d		HP の譲渡情報の充実
		譲渡制度及び譲渡 動物の情報発信の	動物愛護推進員 市町(3市を除く)	協力協力
		·····································		情報発信の強化
【施策-7】	動物の遺棄・虐待の	動物遺棄•虐待防止	(公社)広島県獣医師会	周知,協力
動物の健康・安	防止	の周知	l 動物愛護団体	周知,協力
全の確保			市町(3市を除く)	周知,協力
				普及啓発,警察との連携の推進

施策	具体的取組 大分類	具体的取組 小分類	実施主体	実施主体の取組
	動物の遺棄・虐待の	調査・指導の徹底	飼い主	適正飼養の徹底
動物の健康・安	防止		動物取扱業者	啓発, 協力
全の確保			市町(3市を除く)	啓発
			県・広島市・呉市・福山市	調査・指導の実施及び啓発
	(1)地域のルール遵	犬の適正飼養	飼い主	適正飼養の徹底
	守の指導・啓発		地域住民	協力
の保全と動物 による危害防			動物取扱業者	啓発
止			(公社)広島県獣医師会	啓発
			動物愛護団体	啓発
			動物愛護推進員	啓発
			市町(3市を除く)	啓発,指導
				啓発, 指導
			飼い主	適正飼養の徹底
			地域住民	協力
			動物取扱業者	啓発
			(公社)広島県獣医師会	啓発
			動物愛護団体	啓発
			動物愛護推進員	啓発
				啓発,指導
				啓発,指導 無悪なお知めの気が味いの物
		無責任な餌やり行 為防止の強化	<u></u> 関い土 	無責任な餌やり行為防止の徹 底
			地域住民	□ 無責任な餌やり行為防止の徹 底
			(公社)広島県獣医師会	P. P
			」 動物愛護団体	啓発
			動物愛護推進員	啓発
			市町(3市を除く)	啓発,指導
			県・広島市・呉市・福山市	啓発, 指導
	(2)犬による咬傷事		飼い主	学習・実行
	故の未然防止の徹		 動物取扱業者	B発
	底		(公社)広島県獣医師会	B発
			市町(3市を除く)	啓発
			県・広島市・呉市・福山市	作成•啓発
	(3)特定動物の飼い	特定動物の飼い主	飼い主	学習,実行
	主の社会的責任の	責任の周知徹底	動物取扱業者	啓発, 協力
	遵守		(公社)広島県獣医師会	啓発,協力
			市町(3市を除く)	啓発,協力
			県・広島市・呉市・福山市	監視指導の実施
	(4)特定動物飼養許		市町(3市を除く)	協力
	可施設の監視・指導 の徹底	施設の定期的監視 の実施	県・広島市・呉市・福山市	監視指導の実施
	(5)狂犬病対応マニ		(公社)広島県獣医師会	協力
	ュアルの活用	アルの改正・狂犬病	市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	実施
		止		

施策	具体的取組	具体的取組	実施主体	実施主体の取組
	大分類	小分類		
【施策-8】 周辺生活環境		普及啓発資料の作 成		配布等協力
の保全と動物			(公社)広島県獣医師会	作成•配布
による危害防			研究機関	協力
止				配布等協力
				作成•配布
【施策-9】	(1)動物取扱業者へ	動物取扱業の更な	市町(3市を除く)	協力
動物取扱乗台の適正化		の適正化と動物の 不適正な取扱いへ の対応強化	県・広島市・呉市・福山市	監視指導の実施
		販売する犬猫のマ	市町(3市を除く)	協力
		イクロチップ装着 の確認	県・広島市・呉市・福山市	監視指導の実施
	(2)飼い主の責務に	動物取扱業者によ	動物取扱業者	動物購入者への説明の徹底
	関する説明の徹底	る購入者等への説	市町(3市を除く)	協力
		明 		動物取扱業者の指導
		マイクロチップ登		動物購入者への説明の徹底
		録制度についての 購入者への説明		協力
			県・広島市・呉市・福山市	動物取扱業者の指導
		動物取扱責任者研 修内容の充実		受講
			(公社)広島県獣医師会	協力
			市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	主催
		業界全体の資質向	動物取扱業者	実行
	向上	上	(公社)広島県獣医師会	実行
			動物愛護団体	実行
			市町(3市を除く)	協力
			県・広島市・呉市・福山市	啓発
			市町(3市を除く)	協力
実験動物・産業 動物の適正な 取扱いの推進	設への普及啓発	及啓発 アンケート調査等 による飼養状況等を把握	県・広島市・呉市・福山市	施設の把握,アンケート調査の 実施, 啓発
			市町(3市を除く)	協力
		実験動物の飼養保 管等の基準の普及 啓発	県・広島市・呉市・福山市	啓発
	(2)畜産業者等への	アニマルウェルフ	(公社)広島県獣医師会	協力
		ェアに配慮した家 畜の飼養管理の普 及・定着	県・広島市・呉市・福山市	啓発
		/^ ~LU		



令和3 (2021) 年9月 広島県動物愛護管理推進計画 ^{令和3 (2021) 年度 → 令和12 (2030) 年度}

広島県